平成２３年（フ）第３２２２号
神奈川県海老名市柏ケ谷701番地の１　かしわ台クラルテ717号
債務者　紺野　猛史
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１６号
東京都立川市高松町１丁目８番11号スカイハイツ立川201号
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０８７号
横浜市南区弘明寺町字北ノ前107番地の13
債務者　竹村　久子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８８号
横浜市南区弘明寺町字北ノ前107番地の13
債務者　竹村　康弘
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１３７号
神奈川県藤沢市善行２丁目16番地の５　ロイヤルプラザ湘南102
債務者　井上　広也
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５４号
静岡県静岡市清水区渋川１丁目８番20号　ハイデンス渋川202
債務者　近藤　治美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０９号
静岡県焼津市道原187番地
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５号
静岡県富士市永田町１丁目84番地の２　サンワハイデンスＤ－１号、前住所静岡県富士宮市田中町615番地の２　鈴木アパート
債務者　結城　**隆**夫
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２２４号
静岡県富士宮市小泉2767番地の１、住民票上の住所静岡県富士市松岡1007番地の18
債務者　山﨑　一成
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成23年９月２日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成23年11月18日に確定したから、破産法216条６項、31条１項、251条１項によって、次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５９３９号
大阪市西区新町３丁目９番20号403
破産者　原口三和子
1　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後３時
3　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５６２８号
東京都渋谷区渋谷２丁目１番12号パシフィックスクエア宮益坂上
破産者　アヴァロン湘南証券株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６０１号
東京都港区赤坂９丁目２―14―208　村上方
破産者　中山　恒武
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９号
釧路市新富士町５丁目３番９号
破産者　株式会社丸魚
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８号
茨城県水戸市酒門町4312番地の３
破産者　有限会社トキワセラミック
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１９２６５号
神奈川県横浜市磯子区光洋台４―16―28、住民票上の住所東京都世田谷区三宿２丁目16―21―206
破産者　廣瀬　友亮
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９号
広島市中区白島九軒町３番20号
破産者　株式会社藤田設備
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部